

## 5. 支給方法

援助の種類金額等については、平成30年6月頃に決定いたします。

認定者には申請者の口座へ数ヶ月分をまとめて「後払い方式」で入金します（給食費、修学旅行費は委任者へ振込みします）。

ただし滞納者については、学校へ「委任払い等」をすることがありますので、口座に振込みされないことがあります。

就学援助の認定を受けても、学校徴収金が免除されるわけでは  
ございませんので教材費や宿泊学習・校外活動費等はお支払い  
ください。



【お問合せ先】

赤平市教育委員会  
学校教育係  
TEL: 32-1822

# 平成30年度 就学援助制度のお知らせ

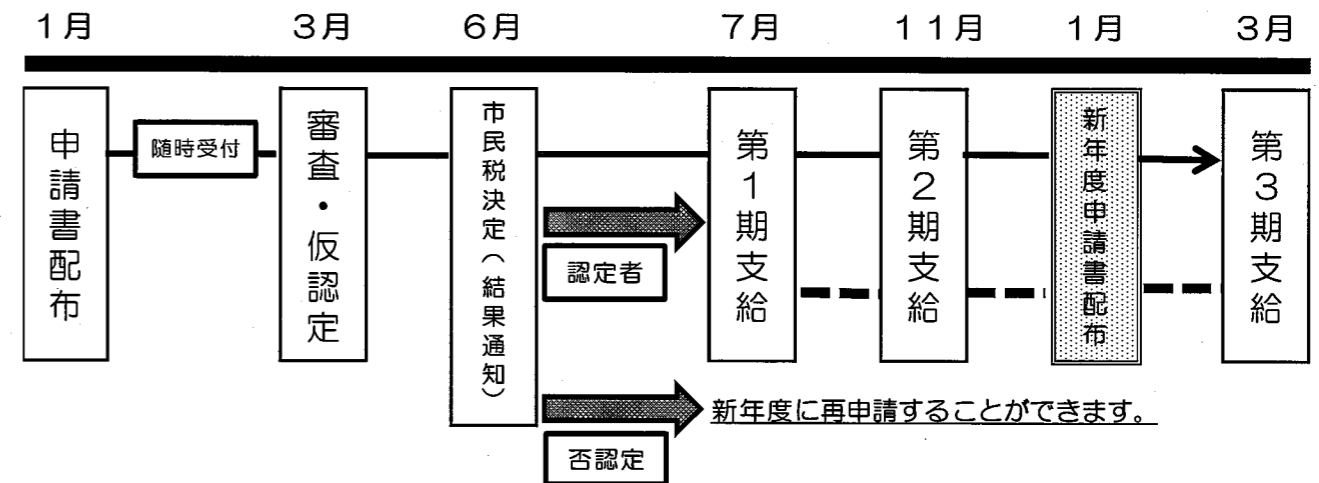
赤平市では、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるように、  
経済的な理由でお困りの保護者の方に対し「就学援助制度」を設けています。

## 1. 援助の種類

援助の種類	対象者
学用品・通学用品費	認定された方全員
新入学児童生徒学用品費	小学校1年生、中学校1年生
体育用実技用具	小学校1年生、小学校4年生
修学旅行・校外活動費	実施前に認定された方全員
給食費	認定された方全員
クラブ活動 児童会・生徒会費 PTA会費	4月当初認定者で実費のある方

新入学児童生徒学用品費の入学前  
支給を受けた方も申請が必要です。

## 2. 全体の流れ



就学援助制度は毎年変更がありますので、毎年申請をしてください。

※前年度に認定された方でも今年度以降は否認定となることがあります。

## 1. 援助を受けられる方

赤平市に住所を有し、赤平市の公立小学校または中学校に通学する児童生徒の保護者のうち、次の申請理由のいずれかに該当する方（継続して援助を受けられる方も、毎年、申請書及び証明書類等の提出が必要です。）

- ① 生活保護法に規定する要保護者
- ② 児童扶養手当が支給された方
  - ・児童扶養手当証書 受給期間が平成29年8月以降の赤平市長の押印がされたページの写し  
※児童手当、特別児童扶養手当は該当しません。
- ③ 特別な事情のため経済的に困りの方（認定基準額が設けられています）
  - ・世帯全員（同居の方、税法上・健康保険上扶養されている方）の収入がわかる書類。  
※就学援助制度では【給与、賞与、アルバイト賃金、報酬、各種年金・手当等】も収入となりますので申請時にはご照会願います。

《参考例》収入がわかる書類  
平成29年分の源泉徴収票 ※源泉徴収票のない方は、事業所発行の給与証明書  
平成29年分の確定申告書（控）第1～5表、収支内訳書等…収受印のあるもの  
平成30年度分市道民税申告書（写）作成した申告書全て …収受印のあるもの

- ・賃貸契約書や家賃決定通知書の写し…公営住宅、アパート、借家等にお住まいの方のみ

※就学援助の認定作業のため、全く収入の無い方も平成29年度分市道民税申告書（写）が必要となります。広報あかびら2月号に申告日程が掲載されておりますので、住民税（市道民税）申告を行ってください。

### 【就学援助での「世帯」】

児童生徒・保護者と血縁であるにかかわらず同じ家に住んでいる方、児童生徒・保護者の扶養親族や所得税・住民税、健康保険の被扶養者になっている方、すべてを指します。祖父母等で住民票を別にしていても、同じ家に住んでいる、税法上・健康保険上扶養の関係であれば、世帯の中に含まれます。また単身赴任などにより、その世帯の生計を維持する方が他の場所に住んでいる場合も世帯に含まれます。

## 2. 申込方法

援助を希望される場合は、「平成30年度 就学援助申請書兼世帯状況表」に必要事項を記入し、添付書類もあわせて赤平市教育委員会（市役所3階）へ提出してください（必ず印鑑も持参して下さい）。

なお申請受理後、添付書類等の不足等があった場合は、電話・書面により書類の追加提出を求められることがあります。その場合、期日を過ぎますと申請がなかったこととなります。

小学校・中学校にそれぞれお子さんがいる場合は、申請書を2部（小学校分1部・中学校分1部）

提出してください。

## 3. 申込期日（※厳守）

受付開始は平成30年2月13日（火）からです。

次の方は市役所開庁日の平成30年3月15日（木）午後5時まで

- ① 赤平市の学校に進級する児童生徒の保護者
- ② 新たに小学校に入学する新一年生で、その学校に兄弟のいる児童生徒の保護者

次の方は平成30年4月13日（金）午後5時まで

- ① 新たに小学校に入学した新一年生で、その学校に兄弟のいない児童の保護者
- ② 4月から赤平市の学校に転入する児童生徒の保護者

※上記期日以降も、世帯状況に変化があった場合は随時申請を受付けております。

ただしこの場合、概して申請日の属する月からの認定となり、学用品費等の支給額が月割りとなるほか、援助の種類によっては支給対象とならない場合があります。

※申込期日の最終日に提出いただいた時に、書類の不備等がありますと受け付けはできませんので再度申請をしていただくこととなります。その場合は4月当初の認定にはなりませんので、支給対象とならない援助があります。お早目の申請をお願いいたします。

## 4. その他

- (1) 就学援助の認定を受けた後に、申請理由を証明する書類の内容に変更があった場合（収入・所得のある世帯構成人員が増えた、収入・所得の金額に変更があった、住所を変更した等）には、速やかに教育委員会に申し出てください。
- (2) 事実ではない理由による申請など、虚偽・不正の内容であることが明らかとなった場合、また、本来の目的以外のために使用されたことが明らかとなった場合は、認定を取り消したうえ、援助費を返還していただきます。
- (3) 就学援助の認定を受けた後に、滞納者に対しては、支払い状況の改善が見られるまでの間、支給を停止することがあります。支給停止をされた場合、次年度以降申請されても決定されないことがあります。